成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関す る条例をここに公布する。

令和元年十月八日

经电阻阻制 影 埀 批 1/1/1

石島県条例第二十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の 整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条(職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のよ うに致正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に致正する。

(期末手当)

攻 正 後

第十八条 期末手当は、三月一日、六月一日及 び十二月一日(以下「期末手当基準日」とい う。) にそれぞれ在職する職員に対して、人 事委員会規則で定める日(以下「期末手当支 給日」という。) に支給する。これらの期末 手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡

した職員(第二十一条第七項の規定の適用を 受ける職員及び人事委員会規則で定める職員 を除く。)についても、同様とする。

(容) O_1 — C_2

第十八条の二

(盤)

二 期末手当基準日から当該期末手当基準日 に対応する期末手当支給日の前日までの間 に地方公務員法第二十八条第四項の規定に より失職した職員

- 三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手 当基準日から当該期末手当基準日に対応す る期末手当支給日の前日までの間に離職し た職員(前二号に掲げる者を除く。)で、 その雑職した日から当該期末手当支給日の 前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた もの
- 四 次条第一項の規定により期末手当の支給 を一時差し止める処分を受けた者(当該処 分を取り消された者を除く。)で、その者 の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

禁錮以上の刑に処せられたもの

改 正 前

(期末手当)

第十八条 期末手当は、三月一日、六月一日及 び十二月一日(以下「期末手当基準日」とい う。) にそれぞれ在職する職員に対して、人 事委員会規則で定める日(以下「期末手当支 給日」という。) に支給する。これらの期末 手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは 地方公務員法第十六条第一号に該当して同法 第二十八条第四項の規定により失職し、又は 死亡した職員(第二十一条第七項の規定の適 用を受ける職員及び人事委員会規則で定める 職員を徐く。) についても、同様とする。

(器) 0)—(0

第十八条の二

(器)

- 二 期末手当基準日から当該期末手当基準日 に対応する期末手当支給日の前日までの間 に地方公務員法第二十八条第四項の規定に より失職した職員(同法第十六条第一号に 該当して失職した職員を除く。)
- 三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手 当基準日から当該期末手当基準日に対応す る期末手当支給日の前日までの間に離職し た職員(前二号に掲げる者を除く。)で、 その離職した日から当該期末手当支給日の 前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた もの
- 四 次条第一項の規定により期末手当の支給 を一時差し止める処分を受けた者(当該処 分を取り消された者を除く。)で、その者 の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

禁錮以上の刑に処せられたもの

(東絶軍)

同策とする。 同策とする。 国策とする。 員会規則で定める職員を除く。) についても第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委内に退職し、又は死亡した職員(第二十一条給する。これらの勤勉手当基準日前一箇月以日(以下「勤勉手当支給日」という。) に支勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める準日以前六箇月以内の期間におけるその者のにそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基月一日(以下「勤勉手当基準日」という。)

22―(22)

(休職者の給与)

継川十一条 (器)

23 (24)

は、この限りでない。だし、人事委員会規則で定める職員について活し、人事委員会規則で定める職員について当及び勤勉手当を支給することができる。たしたときは、当該各項の例による額の期末年手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉受ける職員が、第二項ただし書又は第三項に

∞ (盤)

(動勉手当)

ても、同策とする。 する、 同策とする。 事委員会規則で定める職員を除く。)につい一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人定により失職し、又は死亡した職員 (第二十人と退職し、若しくは地方公務員法第十六条結する。これらの動勉手当基準日前一箇月以日 (以下「勤勉手当支給日」という。)に支難日以前六箇月以内の期間におけるその者のにそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基男」という。)は予本での四 勤勉手当基準日」という。)

22―6 (格)

(休職者の給与)

無川十一条 (器)

23 (24)

ては、この限りでない。ただし、人事委員会規則で定める職員についただし、人事委員会規則で定める職員につい来手当及び勤勉手当を支給することができる死亡したときは、当該各項の例による額の期第二十八条第四項の規定により失職し、又は地方公務員法第十六条第一号に該当して同法手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉受ける職員が、第二項ただし書又は第三項に

∞ (盤)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のよ

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

うこ攻正する。

改 正 後

算)(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計

第八条 (略)

算することと定めているものに限る。以下「政法人に使用される者としての勤続期間に通職員としての勤続期間を当該一般地方独立行強立行政法人に使用される者となった場合に、権者の要請に応じ、引き続いて当該一般地方定する基準をいう。) において、職員が任命に才須立行政法人法第五十七条第二項に規以う。以下同じ。) (退職手当の支給の基準項、平成十五年法律第百十八号) 第八条第一世、职地方独立行政法人公地方独立行政法人名

改 正 前

算)(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計

第八条 (略)

ることと定めているものに限る。以下「指定人に使用される者としての勤続期間に通算すさしての勤続期間を当該一般地方独立行政法政法人に使用される者となった場合に、職員要請に応じ、引き続いて当該一般地方独立行政法建準をいう。)において、職員が任命権者の独立行政法人法第五十七条第二項に規定する以下同じ。)(退職手当の支給の基準(地方頃に規定する一般地方独立行政法人をいう。」(以下回じ。)(以限日本は立行政法人をいう。)(以降日本は立行政法人をいう。)(以降日本は立行政法人をいう。

指定一般地方独立行政法人 こという。) 若し くは地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二 号) に規定する地方道路公社若しくは公有地 の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法 律第六十六号)に規定する土地開発公社(以 下「地方公社」という。) (退職手当 (これ に相当する給与を含む。) に関する規程にお いて、職員が任命権者の要請に応じ、引き続 いて当該地方公社に使用される者となった場 合に、職員としての勤続期間を当該地方公社 に使用される者としての勤続期間に通算する ことと定めているものに限る。以下「指定地 方公社」という。)に使用される者(役員及 び常時勤務に服することを要しない者を除く) 又は公庫等職員(以下「指定一般地方独立 行政法人等職員」という。)が指定一般地方 独立行政法人、指定地方公社又は公庫等の要 請に応じ、引き続いて職員となるため退職し かつ、引き続いて職員となった場合における その者の第七条第一項に規定する職員として の引き続いた在職期間には、その者の指定一 般地方独立行政法人等職員としての引き続い た在職期間を含むものとする。

の―の (盤)

の支給制限)(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当

無十二条 (器)

(と)

よる失職又はこれに準ずる退職をした者二一地方公務員法第二十八条第四項の規定に

ひ・8 (容)

室 三

-----(控)

- 三号中第三十八条まで及び附則第五条」と、同項第は、同項中「第二十八条まで」とあるのは「に対する第十条第六項の規定の適用について今和四年三月三十一日以前に退職した職員
 - をもの | 職業指導を行うことが適当であると認め要な職業安定法第四条第四項に規定する準に照らして再就職を促進するために必し、かつ、知事が同項に規定する指導基として人事委員会規則で定める者に該当二第一項第二号に掲げる者に相当する者が困難な者であって、同法第二十四条のる厚生労働省令で定める理由により就職「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定す

一般地方独立行政法人」という。) 若しくは 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二 十四号) に規定する地方住宅供給公社、地方 道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡 大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第 大十六号)に規定する土地開発公社(以下「 地方公社」という。) (退職手当(これに相 当する給与を含む。) に関する規程において 職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当 該地方公社に使用される者となった場合に、 職員としての勤続期間を当該地方公社に使用 される者としての勤続期間に通算することと 定めているものに限る。以下「指定地方公社 」という。) に使用される者(役員及び常時 勤務に服することを要しない者を除く。)又 は公庫等職員(以下「指定一般地方独立行政 法人等職員」という。) が指定一般地方独立 行政法人、指定地方公社又は公庫等の要請に 応じ、引き続いて職員となるため退職し、か つ、引き続いて職員となった場合におけるそ の者の第七条第一項に規定する職員としての 引き続いた在職期間には、その者の指定一般 地方独立行政法人等職員としての引き続いた 在職期間を含むものとする。

の―の (格)

の支給制限)(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当

無十11条 (器)

((()

た者場合を除く。) 又はこれに準ずる退職をしよる失職(同法第十六条第一号に該当する二一地方公務員法第二十八条第四項の規定に

ひ・8 (容)

室 三

一 (()

- 項第二号中は「第二十八条まで及び附則第五条」と、同いては、同項中「第二十八条まで」とあるの職員に対する第十条第六項の規定の適用につ平成三十四年三月三十一日以前に退職した
 - たもの | 職業指導を行うことが適当であると認め要な職業安定法第四条第四項に規定する準に照らして再就職を促進するために必し、かつ、知事が同項に規定する指導基として人事委員会規則で定める者に該当二第一項第二号に掲げる者に相当する者が困難な者であって、同法第二十四条のる厚生労働省令で定める理由により就職「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定す

二 当該支払差止処分を受けた者について、 当該支払差止処分の理由となった起訴又は

(密) (盎)

 $^{\circ}$

(器)

 $\omega \cdot 4$

(公) 11

る略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定 前に退職をしたとき。

一 特別職が刑事事件に関し起訴(当該担訴 に係る犯罪について禁錮以上の刑が定めら れているものに限り、刑事訴訟法(昭和二 十三年法律第百三十一号)第六編に規定す

百六十一号) 第九条の二第八項の規定によ る失職(同法第十六条第一号に該当する場 合を除く。) 又はこれらに準ずる退職をし た者 (盤)

二 禁錮以上の刑に処せられたことによる失 職、地方公務員法(昭和二十五年法律第二

涨 回条 (略)

(退職手当の支給制限等)

汝 正 後

に致圧する。

(と)

ように致正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

第三条 特別職の退職手当に関する条例(昭和三十四年広島県条例第一号)の一部を次の

かん。

%除く。)]

特定退職者であって、雇用保険法附則 第五条第一項に規定する地域内に居住し かつ、知事が同法第二十四条の二第一項 に規定する指導基準に照らして再就職を 促進するために必要な職業安定法第四条 第四項に規定する職業指導を行うことが <u> 適当であると認めたもの(イに掲げる者</u>

が困難な者であって、同法第二十四条の 要な職業安定法第四条第四項に規定する 職業指導を行うことが適当であると認め たもの

とあるのは 「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定す る厚生労働省令で定める理由により就職 二第一項第二号に掲げる者に相当する者 として人事委員会規則で定める者に該当 し、かつ、知事が同項に規定する指導基 準に照らして再就職を促進するために必

> (盤) 1 当該支払差止処分を受けた者について、 当該支払差止処分の理由となった起訴又は

(盎)

(器)

 $\omega \cdot 4$

(と) 11

前に退職をしたとき。

に係る犯罪について禁錮以上の刑が定めら れているものに限り、刑事訴訟法(昭和二 十三年法律第百三十一号)第六編に規定す る略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定

23 (器) 一 特別職が刑事事件に関し起訴(当該起訴

職、地方公務員法(昭和二十五年法律第二 百六十一号) 第九条の二第八項の規定によ る失職(同法第十六条第二号に該当する場 合を除く。) 又はこれらに準ずる退職をし た者

11 禁錮以上の刑に処せられたことによる失

第四条 (盎) (盤) 1

(退職手当の支給制限等)

汝 正 前

(特別職の退職手当に関する条例の一部改正)

%除く。)] かん。

、 特定退職者であって、雇用保険法外則 第五条第一項に規定する地域内に居住し かつ、知事が同法第二十四条の二第一項 に規定する指導基準に照らして再就職を 促進するために必要な職業安定法第四条 第四項に規定する職業指導を行うことが 適当であると認めたもの(イに掲げる者

が困難な者であって、同法第二十四条の 二第一項第二号に掲げる者に相当する者 として人事委員会規則で定める者に該当 し、かつ、知事が同項に規定する指導基 準に照らして再就職を促進するために必 要な職業安定法第四条第四項に規定する 職業指導を行うことが適当であると認め たもの

とあるのは 「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定す る
軍生
労働
省合で
定める
理由
により
就職 11] (盤)

9・℃ (盤)

∞ (器)

とき。し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられた問中の行為に係る刑事事件に限る。)に関後に起訴をされた場合にあつては、在職期」当該退職をした者が刑事事件(当該退職

11 (盤)

の (盤)

, (谷)

れたとき。係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せら一当該退職をした者が在職期間中の行為に

11 (盤)

. 一. (泰)

る。 する額の納付を命ずる処分を行うことができて、当該退職手当の額の全部又は一部に相当し禁錮以上の刑に処せられたことを理由とし対に限り、当該退職をした者が当該刑事事件に関別は限り、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以死亡したときは、当該退職に係る任命権者は任第十項の規定による処分を受けることなく体に関し禁錮以上の刑に処せられた後においまは、当該刑事事は以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に思過職手当の受給者が、当該退職の日から六

· (と)

孫急担した場合

 孫を提起しない処分があった日から六月をとなく、当該判決が確定した日又は当該公って、第八項の規定による処分を受けるこは公訴を提起しない処分があった場合であび無罪の判決が確定した場合を除く。)又た場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及行為に係る刑事事件につき、判決が確定し

11] (容)

(盤) イ・0

(空)

とき。し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられた問中の行為に係る刑事事件に限る。)に関後に起訴をされた場合にあつては、在職期当該退職をした者が刑事事件(当該退職

11 (2)

の (盤)

(を)

れたとき。 係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せら一当該退職をした者が在職期間中の行為に

11 (咎)

. 一. (泰)

る。する額の納付を命ずる処分を行うことができする額の納付を命ずる処分を行うことができて、当該退職手当の額の全部又は一部に相当対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関内に限り、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以死亡したときは、当該退職に保る任命権者はは第十項の規定による処分を受けることなくは、別と起訴をされた場合において、当該刑事事員談職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に

, (泰)

(広島県立自然公園条例の一部改正)

に改正する。 第四条 広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)の一部を次のよう

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に效正する。

为 II %	数 闰 洭
3 (略)	8 (略)
2 (略)	2 (略)
第十四条 (略)	第十四条 (略)
(指定認定機関)	(指定認定機関)

	数 旧 %	数 旧 浩
--	-------	-------

に致正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

第六条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次 のように改正する。

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

数 ll %	数 诅 菃
 判断及び意思疎通を適切に行うことができ 管理を適正に行うに当たつて必要な認知、 精神の機能の障害により年金の受領及び。 (略) 第八条 (略) (年金管理者)	一 成年被後見人、被保佐人又は被補助人2 (略)第八条 (略)(年金管理者)
3―7 (略) い者 11 做産手続開始の決定を受けて復権を得なない者	3―7 (略) 二 破産者であって復権を得ないもの

に致正する。

<u> 次の表の攻正前の欄に掲げる規定を同表の攻正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう</u>

第五条 広島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年広島県条例第十七号)の一部 を吹のように致正する。

(広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

∞・4 (標)

2 和事は、指定認定機関が第十四条第三項各 号(第五号を除く。)のいずれかに該当する に至ったときは、指定を取り消さなければな らない。

無十八条 (略)

(指定認定機関に対する監督命令等)

(盤) 4--0

五・六

於い者

環境保全条例の規定により刑に処せられ、

四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園 法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第 八十五号)、この条例若しくは広島県自然 その執行を終わり、又は執行を受けること がなくなった日から起算して二年を経過し

~ を

める者 三上坡産手続開始の決定を受けて復権を得な

心身の牧障によりその認定関係事務を適 確に行うことができない者として規則で定

∞・4 (帯)

2 知事は、指定認定機関が第十四条第三項各 号 (第四号を除く。) のいずれかに該当する に至ったときは、指定を取り消さなければな らない。

第十八条 (略)

(指定認定機関に対する監督命令等)

四・玉 (盎) 4-0 (盤)

- ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園 法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第 八十五号)、この条例若しくは広島県自然 環境保全条例の規定により刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けること がなくなった日から起算して二年を経過し

ご 破産者で復権を得ないもの

一 未成年者、成年筬後見人又は筬保佐人

(許可の基準等) (許可の基準等) 第十九条 (略) 第十九条 (略) イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破 イ 心身の牧障により土砂埋立行為を適正 <u>た行うことができない者として規則で定</u> 産者で復権を得ないもの 復権を得ない者 ロ―K (盤) ロ―以 (器) 1 | () 1 | 一() ひ・の (盤) ひ・の (盤)

広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。第七条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(平成十八年(広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正)

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

数 II 後	改 ∐ 温
該当する者があるもの うちに第一号から第六号までのいずれかに められる者(以下「役員等」という。)の役員と同等以上の支配力を有するものと認う。以下同じ。)又は相談役、顧問その他の統役、執行役又はこれらに準ずる者をいした、その役員(業務を執行する社員、公安委員会規則(以下「公安委員会規則」に実施することができない者として広島県い者 「一面(略) 「被産手続開始の決定を受けて復権を得な 第四条 (略)	該当する者があるものうちに第一号から第五号までのいずれかにめられる者(以下「役員等」という。)の役員と同等以上の支配力を有するものと認いかなる名称を有する者であるかを問わずら。以下同じ。)又は相談役、顧問その他取続役、執行役又はこれらに準ずる者をいた(略) 「正一五(略) 「二一五(略) 「以年被後見人若しくは被保佐人又は破産第四条」(略)
	2・3 (略) 一―五 (略) ばならない。 下「公安委員会」という。)に届け出なけれり、次に掲げる事項を広島県公安委員会(以 委員会規則」という。)で定めるところにより、とは、広島県公安委員会規則(以下「公安 実力を開始する日の十日前までに当該事業所第五条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗

宝 宝

この条例は、今和元年十二月十四日から施行する。